

議会議案第7号

宇治市民間集会所環境整備事業費補助金の交付に関する条例
を制定するについて

地方自治法第112条及び宇治市議会会議規則第14条第1項の
規定により、見出しの議案を別紙のとおり提出する。

平成25年2月22日提出

提出者	宇治市議会議員	水谷修
	同	渡辺俊三
	同	浅見健二
	同	池内光宏

宇治市議会議長 久保田 幹 彦 様

宇治市条例第 号

宇治市民間集会所環境整備事業費補助金の交付に関する条例
(趣旨)

第1条 この条例は、自治会等が自らの負担において集会所等に係る環境整備等を行う場合に、本市が民間集会所環境整備事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自治会等 地域住民によつて組織された自治会、町内会等の組織又はこれらの連合組織をいう。
- (2) 集会所等 集会所、公会堂その他これらに類する施設をいう。
。
- (3) 環境整備 次に掲げる行為をいう。
 - ア 集会所等を新築すること。
 - イ 集会所等を増築し、改築し、又は修繕すること（ウ及びオに掲げる行為を除く。）
 - ウ 集会所等の下水を公共下水道へ流入させるための排水設備（第5条において「排水設備」という。）を設置すること。
 - エ 集会所等の耐震診断を実施すること。
 - オ 集会所等の耐震改修を実施すること。

(補助対象)

第3条 補助金の交付対象となる自治会等は、自らの負担により集会所等の環境整備を行う自治会等とする。ただし、第5条第6号の補助金の交付対象となる自治会等は、集会所等の運営を行う自治会等とする。

2 補助金の交付対象となる事業は、次の各号に掲げる事業とする。
。

- (1) 第5条第1号から第3号まで及び第5号の事業で、当該事業

に要する費用（集会所等の用地の購入及び造成並びに備品の購入に要する費用を除く。以下同じ。）が100,000円以上のもの

(2) 第5条第4号の事業

- 3 市長は、前項に定めるもののほか、環境整備に係る集会所等の運営に要する費用を負担する自治会等に対し、補助金を交付する。

（集会所等の要件）

第4条 前条の集会所等は、次の各号に定める要件を満たすものでなければならない。

- (1) 自治会等が、自らの負担と責任において集会所等の管理及び運営を行うものであること。
- (2) 地域住民が主として文化的、福祉的諸活動を行うための会議、講習会及び研修会を開催する等コミュニティ活動に使用するものであること。
- (3) 次に掲げる機能を備えるものであること。

ア 集会及び対話に必要な機能

イ 自ら研修し教養を深めるのに必要な機能

ウ 老人憩いの場として必要な機能

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 集会所等の新築事業に対する補助金の額は、当該事業に要する費用に2分の1を乗じて得た額とし、5,000,000円を限度とする。
- (2) 集会所等の増築、改築又は修繕（排水設備を設置するための集会所等の増築、改築若しくは修繕又は集会所等の耐震改修の実施のための改築を除く。）に係る事業に対する補助金の額は、当該事業に要する費用に2分の1を乗じて得た額とし、5,000,000円を限度とする。
- (3) 排水設備を設置するための集会所等の増築、改築又は修繕に

係る事業に対する補助金の額は、当該事業に要する費用に3分の2を乗じて得た額とし、1,500,000円を限度とする。

(4) 集会所等の耐震診断事業に対する補助金の額は、当該事業に要する費用に3分の2を乗じて得た額とし、100,000円を限度とする。

(5) 集会所等の耐震改修事業に対する補助金の額は、当該事業に要する費用に3分の2を乗じて得た額とし、3,000,000円を限度とする。

(6) 集会所等の運営に係る補助金の額は、当該集会所等の運営に要する費用（光熱水費に限る。）の額とし、1年間で50,000円を限度とする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする自治会等は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行し、同日以後の申請に係る補助金について適用する。